



生きるということ

福岡西中学校2年

木谷芽衣

最近、テレビやニュース、新聞を見て必ず目にするのは殺人事件です。簡単に自分や身内の人、友人、ひどいときには知らない人の命までうばうという事件をよく聞きます。その事件の動機は、身内などとのトラブルだったり、一人で悩みをかかえずぎてからの殺人だったり、がほとんどで、一時にくらべると減ってきているものの、完全になくなつたわけではなく、こういう事件を耳にすると本当に悲しくなります。

いつか耳にした事件で、「誰でもいいから殺したかった。」と自分勝手な理由で初対面の人を無差別に殺したというのがありました。この事件を聞いたときに、本当にたちが悪いなと思いました。考

えると恐ろしいことです。自分が街を出歩いていて、その先で会ったことのない人に突然殺されるのですから。被害者も被害者の遺族も、怒りと悲しみと悔しさであふれていると思います。少し耳にした私でさえも、自分勝手な容疑者への疑問と怒りと、たまたまごくわずかな確率であつてしまつた被害が残酷だと思つのですから、遺族はきつと、もつともつとこれ以上の感情を抱いているのだらうと思つました。ここまで無差別になると、もう他人事ではないと思つます。周りが恐怖になつてもおかしくない状況です。この事件のパターンが一番許されなれないと思つます。

私は、殺人にいたるまでに怒りや苦しみ、トラブル、悩み、人に対するうらみなど、いろいろ原因があると思つます。人にあたりたくなつたり、うらめしい気持ちもわからなくもありません。でも、人を殺したからといって問題が解決されるわけでもなく、むしろ問題が増えるだけだと思つます。人の命を奪うことで解決しようとする人は間違つていると思つます。

私はなぜこんなひどいことが起こるのか考えました。その結果、大きく二つ思いつき

ました。一つ目は、最近の環境です。ゲームやテレビで「死」について取り上げられるからだと思つます。特にゲームで、殺しあいだったり倒しあいだったり、何かあつたらやりなおせたりするというところに影響されていると思つます。死を簡単にみているから今のようない事件が絶えな

いののだと思つます。こういう「死」に関連したものでなく、生きていくこと」に関連するものが多く取り上げられ

たら、いい方向に影響されると思つます。

もう一つは、命の尊さや大切さがわかつていないからだと思つました。よく周りに対して「死ね」とか「殺す」とか冗談半分で言つているのを聞きます。軽い気持ちで聞いているから、周りからしたらただの冗談かと思うかもしれ

ないけれど、その言葉の重みを考えると私は悲しくなつてきます。明らかに死を軽く見ていると思つて許されない気持ちになつてきます。たとえ相手に不満があつても、そういう言葉は遠慮してほしいと思つます。

自分は世界の中のたった一人、ものすごく小さな確率で生まれてきました。しかもその命にも限りがあつて、い

つかは必ず終わりを迎えます。その人生の中で人は数え切れない人と出会います。それは身近な人だったり、あるきっかけで出会つたりする人だったり、いろいろな所で行ういろいろな人と出会います。しかし、それをもよく考えてみると世界の中のごく一部の人です。「一期一会」という言葉があるように、人との出会いを大切にするとともに、世界中にある命を大切にしたいです。何気ない生活の中で、人とのふれあいを大切にしたいです。

もちろん嫌なことも多くあると思つます。今は自分が嫌でも、無力だと感じてても、生きることに意味があると思つます。「自分は何のために生きていくのだろうか」と悩んだら、「二度と帰つてこない今を精一杯生きるため」が答えでいいと思つます。大切な自分は戻つてこないのだから、そんな貴重な時間を人の命をうばつたりすることなどで使つてほしくありません。たつた一度の人生だから、もつと意味のあることに使つてほしいです。そして、焦らずゆっくりと日々を大切に自分で持つ「夢」に向かつていけば、それだけで意味のある一生になると私は思つます。



八千種小学校5年 木村拓己

人権標語

「ごめんなさい」その一言で仲直り
福岡小学校5年 高岡琢真

「したらダメ！」その一言が明日を変える
田原小学校6年 赤松遼香

とどけよう あなたの言葉おもいやり
福岡東中学校3年 木畑紗耶香

見てるだけ 関係ないもいじめだよ
福岡西中学校2年 垣内 光

気になるマスコミの姿勢

町長
嶋田正義



仕事始め式
(1月4日)

町長になってからの1月1日は、氏神様に参り、役場に行つて11時まで8紙の社説を読み、コピーをとります。昼には町立老人ホームの昼食会に参加し、新年のあいさつを交わします。その後は、好きな暮を打つて過ごします。

4日には仕事始めの職員への年頭の辞がありますので、コピーした社説を再読して考えます。遠出することもなく平凡な三ケ日です。

さて、今年の社説を読んで、日本の新聞はこれでいいのだらうかと心配になりました。どの新聞の社説も論調が同じなのです。

消費税は引き上げ賛成、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)には参加すべし、日米同盟は強化すべしと、一つの社説を読めば他はそんなに読む必要がないくらい同様なのです。

私はマスコミに対して二つの役割を期待しています。

一つは、多くの情報を公平・公正に報道することです。

もう一つは、木鐸ぼくろくとしての役割です。公平・公正な報道

が困難なら、一つの事件は少なくとも両面から伝えるべきではないかと思えます。

消費税、TPP、日米同盟といえは、一色で扱えるほど簡単なものはありません。国論を二分するほど大きな問題です。

そこで私は1945年8月の新聞社説を読むことにしました。この月は日本の敗戦の月です。社説は、軍事独裁政権が戦争へ突き進んでいくことに何ら批判せず、むしろ応援したことを恥じ、この轍わだちは踏まないと誓っています。

戦後66年が過ぎようとしています。終戦の日の誓いはどこかに置き忘れられたようです。

敗戦時の誓いは日本国憲法に活かされています。この精神に立脚すればするほど、最近のマスコミの姿勢が気になります。

「学び舎」シリーズ⑨

高岡幼稚園



園児数

男児 6人

女児 4人

計 10人

職員構成

園長

(高岡小学校校長 兼任)

副園長

アルバイト教諭

沿革

昭和2年4月 創立

昭和2年5月 開園

高岡小学校校舎を仮校舎とする

昭和15年5月 認可

昭和32年 園舎移転(小学校の旧倉庫を改造し転用)

平成2年 園舎新築移転(現在地)

教育目標

「友だちとかわかり、意欲的に活動できる子どもの育成」

- ・心身ともに健やかな子
- ・自分のことが自分でできる子
- ・豊かな心で、素直に感じ表現できる子
- ・思ったことがはっきりと言え、人の話すことを聞こうとする子

高岡幼稚園の子どもたちは、豊かな自然に恵まれ、また温かい地域の方々に見守られて、毎日をのびのびと過ごしています。幼稚園のシンボルともいえる園庭の大きなくすのきの下で、さまざまなあそびを通して、気づいたり考えたりしながら、思いやりの心や人との関わり方、自立することを学んでいます。これからも、子どもたちが楽しみながらいろいろな経験を積み重ねていけるように、あそびを提供し、指導をしていきたいと考えています。



福崎小学校2年 坪田愛海



福崎東中学校2年 高峰 唯

確定申告・住民税申告のお知らせ

申告書は自分で書いてお早めに

平成22年分の所得税確定申告の窓口での相談及び申告書の受付は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。申告書はできるだけ自分で書いて、申告期間内に早めに提出してください。



(申告が必要な方)

- 事業(自営業など)、不動産(地代や家賃)、農業の所得がある方
- 報酬、個人年金の受取金、保険の満期(解約)受取金などの所得がある方
- 給与や年金を2か所以上からもらっている方
- 給与所得者で年末調整をしていない方
- 2種類以上の所得がある方(例: 給与所得と不動産所得、年金所得と農業所得など)
- 土地建物や株式等の譲渡があった方
- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方 など

(申告に必要なもの)

- 確定申告書(税務署から送付されている方のみ)
- 源泉徴収票(給与所得者、年金受給者)
- 報酬等の支払調書、個人年金や保険の満期受取金等の支払証明書
- 収支内訳書(農業・営業・不動産所得等のある方)
- 国民年金保険料等支払証明書
- 生命保険や地震保険料(旧長期損害保険料)の支払証明書
- 医療費の領収書(保険金などで補てんされる金額がわかるものを含む)
- 印鑑 など

不動産所得等の必要経費で固定資産の租税公課が不明な方は、平成22年6月16日付でお送りした「平成22年度固定資産税課税明細書」を必ずお持ちください。

医療費控除を受けられる方へ

平成22年1月1日から12月31日までに支払われた医療費が対象となります。医療費控除を受けられる方は事前にご自身で支払金額や、保険金などで補填ほてんがあった場合はその金額を必ず集計しておいてください。集計されていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくこともありますのでご了承ください。

住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン等を利用して家屋の新築、購入または増改築をした場合で、一定の要件にあてはまる時は、居住の用に供した年以後10年間、住宅借入金等の年末残高の合計額をもとに計算した金額の控除を受けることができます。

ただし、認定長期優良住宅の新築、バリアフリー改修工事および省エネ改修工事等に係る特定増改築による住宅ローン控除の場合は、姫路労働会館で申告してください。役場申告会場では受付のみとなります。

土地・株式等の譲渡所得 事業所得のある方へ

土地・株式等の譲渡所得および事業所得のある方は、申告期間内に姫路税務署の開設する申告会場(姫路労働会館)で申告してください。役場申告会場では受付のみとなります。

収入がない場合も申告が必要です

申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定等の基礎資料となります。正しく保険税(料)を算定し、保険税(料)の軽減判定等を受けるためには、被保険者と世帯主の所得把握が必要です。収入がない場合でも必ず申告してください。

申告がないと軽減が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

平成22年分 確定申告・住民税申告受付会場

月 日	曜日	受付時間	対 象 集 落	申告会場
2月16日	水	9時30分～14時	余田、小倉	余田公民館
2月17日	木	9時30分～15時	庄、鍛冶屋	鍛冶屋公民館
2月18日	金	9時30分～15時	南大貫、東大貫、西大貫	南大貫公民館
2月19日	土	9時30分～15時	八千種地区の方	八千種研修センター
2月20日	日			
2月21日	月	9時30分～14時	田口、板坂	板坂公民館
2月22日	火	9時30分～15時	駅前	文化センター
2月23日	水	9時30分～15時	山崎	山崎公民館
2月24日	木	9時30分～15時	福田	福田公民館
2月25日	金	9時30分～15時	新町、馬田	文化センター
2月26日	土	9時30分～15時	福崎地区・高岡地区の方	文化センター
2月27日	日			
2月28日	月	9時30分～15時	西谷、西治、高橋	西治公民館
3月1日	火	9時30分～14時	桜、長野、神谷	長野公民館
3月2日	水	9時30分～15時	長目、中島、八反田、吉田	八反田公民館
3月3日	木	9時30分～15時	西野、井ノ口、辻川、田尻	田尻公民館
3月4日	金	9時30分～15時	北野、大門、加治谷、亀坪	大門公民館
3月5日	土	9時30分～15時	田原地区の方	サルビア会館
3月6日	日			
3月7日	月	9時30分～15時	上中島、西光寺、西野野垣内	西光寺公民館
3月8日	火	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月9日	水	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月10日	木	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月11日	金	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月12日	土			
3月13日	日			
3月14日	月	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館
3月15日	火	9時～15時	事業所得者、他	サルビア会館

日曜日にも姫路労働会館で申告相談を受付します。

姫路税務署では、2月20日および2月27日の日曜日にも姫路労働会館（姫路市北条一丁目98番地）で相談・申告書の受付を行います。所得税の確定申告の方はそちらもご利用ください。

身体の都合等で会場にお越しになれない方は役場税務課まで連絡をお願いします。

申告期間中、役場での申告相談はできません。

申告相談は必ず集落会場、地区会場もしくは3月8日以降にサルビア会館にお越しくください。

会場や時間帯によっては待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕をもってお越しくください。

税務署からのお知らせ

申告会場・期間

申告区分	提出期間 (土・日・祝日を除く)	申告会場	相談時間
所得税	2月16日(水)～3月15日(火)	2月1日～3月15日 姫路労働会館 (3月16日以降 姫路税務署)	9:00～17:00 なるべく16:00 までにお越し ください
消費税及び 地方消費税	3月31日(木)まで		
贈与税	2月1日(火)～3月15日(火)		

問い合わせ先 姫路税務署 (☎079・282・1135代)

福崎町役場税務課 (内線342・343)

「確定申告・住民税申告」については、福崎町ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

2月1日(火)～3月15日(火)、姫路税務署庁舎内では、申告相談を行っていません。

申告書の受付、用紙の交付も姫路労働会館で行っています。(用紙については、国税庁ホームページから印刷することができます。

<http://www.nta.go.jp>)

2月20日及び2月27日の日曜日に限り、姫路労働会館を開設し、申告書の受付を行います。各会場の駐車場は狭く大変混雑しますので、車での来場はご遠慮ください。

確定申告期限間際は大変混雑することが予想されますので、申告は早めにお済ませください。

～ 個人住民税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）について～

平成22年度から、個人住民税の住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、市町村への申告が原則不要となりました。

対象

平成11年から平成18年及び平成21年から平成25年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった金額がある方。



控除額

次のいずれか少ない額が住民税から控除されます。

所得税における住宅ローン控除可能額 - 住宅ローン控除適用前の所得税額

所得税の課税総所得金額等の額の5%

(最高97,500円)

手続き

- 初めて住宅ローン控除の適用を受ける方は、税務署で所得税の住宅ローン控除の確定申告をしてください。
- 2年目以降は、給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済んでおり、勤務先から市町村に給与支払報告書（源泉徴収票）の提出があった方は、個人住民税の住宅ローン控除の適用にあたって市町村への申告は不要です。
- 平成11年から平成18年までの間に入居された方で、税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除の適用を受けていた方についても市町村への申告は不要となりました。

年末調整の済んでいない方や給与所得以外の所得のある方については、税務署で確定申告をしてください。

注意

- 年末調整された方は給与支払報告書や源泉徴収票に、確定申告をされた方は申告書に、居住開始年月日と住宅ローン控除可能額等の記載が必要となります。記載がない場合は、住民税の控除の適用が受けられません。

確定申告をされる場合は確定申告書の第二表の「特例適用条文等」欄に、年末調整をされる場合は給与支払報告書（源泉徴収票）の「摘要欄」に、「平成 年 月 日居住開始」の記載が必要となります。

- 平成19年から平成20年までに入居された方は、個人住民税の住宅ローン控除の対象となりません。
- 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる方や、住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない方は対象となりません。

問い合わせ先 税務課（内線342・343）

住民生活課窓口からのお知らせ

毎週金曜日は午後7時15分まで窓口業務を延長しておこなっています。

対応業務は、住民票、戸籍、印鑑証明書、所得証明書、外国人登録記載事項証明書の交付です。

* 住民異動、印鑑登録は除く。



「福崎町お知らせシステム」をご活用ください

防災行政無線による放送の内容を、放送と同時に、福崎町ホームページに掲載し、希望者に電子メールで配信しています。メール配信を希望する方は、福崎町ホームページから登録してください。メール受信にかかる通信料は、受信者の負担となります。

QRコード（携帯電話用読み取りコード）でも登録できます。読み取りのできる携帯端末をお持ちの方は、ご利用ください。

